

猟銃等所持者のみなさまへ

令和7年3月1日から所持者の制度が変わります！

1 眠り銃取消し要件の拡大

猟銃等※1を2年間許可用途に供していない場合所持許可を取り消される可能性があります。

複数の用途で許可を受け、一部の用途に2年間供していない場合、その用途で使用できなくなる可能性があります。

※1 猟銃・空気銃・クロスボウ

※2 施行前から所持していた猟銃等は異なる扱いとなります。

ポイント

射撃場で練習する際に猟銃等を使用しただけでは、「狩猟・有害鳥獣駆除」のいずれの用途に供したともいえません。

ポイント

技能講習で猟銃等を使用しただけでは、「狩猟・有害鳥獣駆除・標的射撃」のいずれの用途に供したともいえません。

2 帳簿に記載する事項

ライフル実包以外の実包については、散弾・単弾のどちらなのかを記載してください。

実包を消費したときには使用した猟銃の許可番号（銃番号でも可）を記載してください。

ポイント

実包を消費したときに帳簿にその用途も記載することで使用状況を管理しやすくなります。

3 銃身を追加する手続

種類（「ライフル銃」か「ライフル銃以外か」）が異なる銃身を追加するときは新規所持許可の手続が必要となります。

ポイント

同じ種類の銃身を追加する際には、今までどおり、許可証の書換え手続で足ります。

ポイント

違う種類銃身を追加する際には、追加する銃身の種類の教習を受ける必要があります。

ハーフライフル銃※をお持ちの方へ

※ 銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの1/5以上1/2以下のもの

1 技能講習

更新時にはライフル銃の技能講習（ライフル射撃場での単弾射撃）を受ける必要があります。

ポイント

ハーフライフル銃と散弾銃を所持している場合それぞれの技能講習を受ける必要があります。ハーフライフル銃と平滑（散弾銃）の替え銃身を所持している場合も同様です。

2 射撃教習

現在散弾銃を所持していない方が、新たに散弾銃を所持しようとする場合、別途散弾銃の射撃教習を受ける必要があります。

ポイント

平滑（散弾銃）の替え銃身を所持しようとする場合も同様に、散弾銃の射撃教習を受ける必要があります。

3 サボットスラグ弾の扱い（今までどおり）

無許可譲受数量中、サボットスラグ弾は「ライフル実包50個」に含まれません。

ポイント

サボットスラグ弾については、従来どおり「銃用実包300個」の中に含まれます。内数規制はありません。

実包の譲受許可申請書には、今までどおりサボットスラグ弾の番径を記載してください。

2025 年 2 月 25 日

加盟団体会長、事務局長 各位

公益社団法人日本ライフル射撃協会
推薦委員会

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律施行のお知らせ

第 213 回通常国会で可決された法案は 2024 年 6 月 14 日に公布され、2025 年 3 月 1 日に全面施行されます。関係する内容を抜粋してお知らせします。

「法 4 条 1 項 1 号による猟銃又は空気銃の所持許可を受けた者は、当該猟銃又は空気銃を自ら責任を持って保管することが原則である（法 10 の 4）が、就職のための入寮研修や入院など長期にわたって在宅しない場合は、武器等製造法の猟銃等販売事業者又は指定射撃場等を設置する者で、猟銃等保管業の届出を行った者に保管の委託をすることができる。」

この度の法改正で、保管を委託することができる銃砲に 18 歳以上の者が所持する空気拳銃が追加されました。

また、一般に言う「眠り銃」に関して、昭和 55 年の法律改正の際、引き続き 3 年以上許可の用途に供されていない場合は法定の取消事由とされたが、昨今の銃関連事件を踏まえ、取消要件が「3 年」から「2 年」に厳格化されました。

*** * 【改正条文】 * * * * ***

1 保管を委託することができる銃砲の追加

猟銃等保管業者に保管を委託することができる銃砲に空気拳銃を追加することとする。
(第十条の八関係)

2 所持許可に係る用途に供していない猟銃等に対する規制の強化

都道府県公安委員会は、猟銃等の所持許可を受けた者が引き続き二年以上当該猟銃等を当該所持許可に係る用途の全部又は一部に供していないと認めるときは、その所持許可を取り消し又は当該一部の用途が当該所持許可に係る用途に含まれないものに変更することができることとする。
(第十一条関係)

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

*** * * * ***